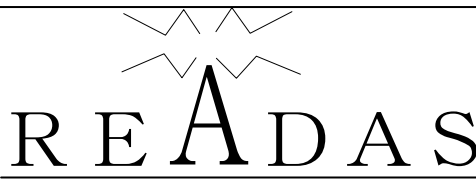


第 4405 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月20日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

相続税法の改正

Q：相続税法が改正されたそうですが、どのようなになったのですか？

A：次のような点が、改正になりました。

【解説】

昨年(2012年)の12月2日に改正があり、相続税法が次のように改正されました。

①当初申告要件の見直し

相続税や贈与税では、最初に提出した申告書に、一定の特例を受ける旨の記載がないとその特例が受けられないものがありますが、今回の改正では、次の特例については、修正申告書や更正の請求書にその制度の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した書類等の添付がある限り、認められることとなりました。ただし、これら以外の特例、たとえば、小規模宅地等の特例などについては、今までどおり、当初の申告を修正申告や更正の請求で変更することが認められていませんので注意してください。

- イ)配偶者に対する相続税額の軽減
- ロ)贈与税の配偶者控除

②贈与税の更正の請求期間の延長

贈与税の更正の請求(税額計算等に誤りがあり、納付税額が過大になっている場合に税額を返還してもらう手続き)をすることができる期間が6年(改正前は1年)に延長されました。

